



2012年7月3日 第2012-38号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本 礼一

【編集】産業政策グループ

03-3451-2425

E-MAIL: seisaku.seiji@jam-union.jp

## 「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の募集！！

中小企業庁と公正取引委員会では、下請取引適正化のための活動として毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定めて、下請法の普及・啓発活動を行っています。

「下請取引適正化推進月間」についての理解を促進し、一層の下請法の普及・啓発のためのキャンペーン標語の一般公募をしています。

一般公募により選定した標語（特選作品1点）は、キャンペーン標語として、下請取引適正化推進月間のポスターや講習会で使用するテキストの表紙に使用されます。そのほか関連事業に幅広く使用されます。

これまでの標語：「交付しよう 発注書面 トラブル回避の第一歩」「いつも作って 発注書！ いつも守って 下請法！」「法令遵守は企業の常識 守ってますか下請法」「下請法 知らなかったじゃ すまされない守って築く 会社の信用」「その価格，十分話し合ってますか - なくそう買ったとき，進めよう下請取引適正化 - 」

### 応募要領

- 1、 個人であればどなたでも応募ができます。
- 1、 応募方法  
電子メールでの応募のみ受け付け  
標語作品 郵便番号 住所 氏名（フリガナ） 年齢 職業 電話番号  
以上 から をメールで送る。  
送り先：[hyougo-koubo2012@meti.go.jp](mailto:hyougo-koubo2012@meti.go.jp)  
メールの標題は「標語の応募」としてください。
- 1、 応募の注意  
趣旨を理解して応募してください。  
応募者本人が創作した未発表の作品に限ります。  
応募は、一人1作品までです。  
必ず、応募方法に記載の事項を明記し、記載がない場合は、無効となります。  
応募作品に関する権利は主催者に帰属します。
- 1、 公募期間  
平成24年7月2日（月）～31日（火）まで  
発表は、9月以降本人に通知するほか、10月上旬に中小企業庁及び、公正取引委員会のホームページ上で発表になります。

主催：中小企業庁・公正取引委員会

詳細については、下記でご確認ください。

問い合わせ先：中小企業庁事業環境部取引課 電話 03-3501-1511、03-3501-1669

ホームページ：<http://www.chushou.meti.go.jp/keiei/torihiki/daikin.htm>